

事 務 連 絡
令 和 2 年 6 月 8 日

一般社団法人 埼玉県トラック協会長 殿

関 東 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長

関 東 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた
貨物自動車運送事業者のレンタカー使用の取扱いについて

標記について、国土交通省自動車局貨物課から令和2年6月5日付け事務連絡により別添のとおり通知がありましたので、了知されるとともに、貴協会傘下会員に対する周知方取り計い願います。